

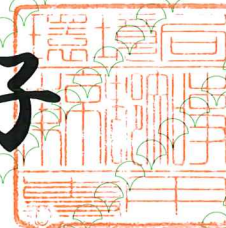
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都豊島区東池袋二丁目38番20号

氏名 株式会社ヨドセイ  
代表取締役 青柳 文夫廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年11月 1日

許可の有効年月日 令和10年10月31日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類  
汚泥、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず  
及び陶磁器くず  
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
(以上6種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
（積替え保管できる産業廃棄物の種類にかかる限定は下表のとおり。）  
(以上4種類)

## 2 積替え保管施設

施設所在地： 東京都豊島区東池袋二丁目38番20号

積替え保管面積：28.4m<sup>2</sup> 最大保管高さ：1.9m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （特定家庭用機器産業廃棄物に限る。）	密閉型コンテナ1台：12.9 m <sup>3</sup>

## 3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として7時30分から19時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 11月 1日 新規許可

令和 3年 11月 1日 更新許可 第6回

令和 3年 12月 10日 変更許可 種類の追加（汚泥）

令和 4年 3月 11日 変更許可 種類の追加（動植物性残さ）、限定の解除（汚泥）

令和 4年 6月 27日 変更届 積替え保管面積及び保管量の減少

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無 (以下余白)

都認定番号：3-21-E0049

産廃プロフェッショナル